

今回は、介護事故発生後の対応について、詳細認定が行われた裁判例を取り上げたいと思います。

東京地裁立川支部において平成22年12月8日に判決が下された事案です。事案の概要は、以下のとおりです。

デイサービスの職員（看護師含む）が利用者に対して声をかけた見守る中、利用者が専門業者から取り寄せた高齢者用の食事をとっていたところ、大きなしゃっくりをした後、痙攣と震えが起り、唇が青くなってしまうので、見守っていた職員が、同席していた看護師に声をかけた。看護師がすぐに口の中の物を取り出そうとしたが出て来ませんでした。その場でタッ

ピングやハイムリッヒ法も実施したが、反応が戻りませんでした。さらに、嚥下用チューブで吸引を実施した上、AED、人工呼吸も実施しながら、救急通報し、救急隊員の心

介護施設を 取り巻く 法律問題の今

肺蘇生法により一度心拍が再開しましたが、残念ながら、その後は意識が戻らないまま、死亡するに至りました。

介護事故発生時の対応について

裁判所は、見守りを担当していた職員が役割を的確に果たして

おり、見守りを怠ったとは言えないこと、関係法令の定める基準に適合した職員の配置が行われており、基準を上回る介護が契約の内容とはなっていないこと、専ら食事の見守りを担当する職員として配置されていたのが介護員1名と看護師1名であったとしても、職員らがそれぞれの配置された状況の下でできるだけのことはしたものと認定し、債務不履行責任はないとの判断を下しました。

冷静な判断を

的確な処置で責任問われず

が裁判所においても事業者の責任を否定する大きな要素になったものと考えられます。

なお、同裁判例においては、事故後に事業者が行った謝罪についても判断が下されています。利用者の遺族は、当初は責任を認めていたにもかかわらず、後日法的責任はないという態度に変わったことを不当であると主張していました。しかし裁判所においては、施設長が謝罪の言葉を述べ、責任があると趣旨と受け取れる発言をし

ていたとしても、結果として期待された役割を果たせず不幸な事態を招いたことに対する職業上の自責の念から出た音場と解され、これをもって事業者に法的な損害賠償責任があるというわけにはいかないと判断されています。このような裁判所の判断は、施設における事故後の対応については、一定の指針となるのではないでしょう



家永 勲

弁護士法人アヴァンセリー
ガルグループ執行役員
企業法務事業部部長

【プロフィール】

不動産、企業法務関連の法律業務、財産管理、相続をはじめとする介護事業、高齢者関連法務が得意分野。介護業界、不動産業界でのトラブル対応とその予防策についてセミナーや執筆も多数。